

裁 決 書

審査請求人 ●●●●

処 分 庁 青梅市長 浜中 啓一

審査請求人が令和3年7月28日付け（同月30日受理）で提起した、処分庁による住民票の写しの不交付決定（青市市第●号。以下「本件処分」という。）にかかる審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、令和4年3月16日付け青梅市行政不服審査会の答申を受けて、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事 案 の 概 要

- 1 ●●地方裁判所は、平成●年●月●日、審査請求人の●●を原告、●●●●（以下「本件対象者」という。）を被告とする貸金等請求事件（同裁判所平成●年（●）第●号）において、本件対象者に対し、●●円および内金●●円に対する平成●年●月●日から支払済みまで年●%の割合による金員を●●に支払うよう命ずる判決を言い渡した。
- 2 審査請求人は、令和●年●月●日、●●地方裁判所の裁判所書記官から、上記判決を債務名義とする承継執行文を付与された。
- 3 本件対象者は、令和3年4月9日、当初受付市町村長（最初に支援措置の実施の申出を受けた市町村長をいう。以下同じ。）に対し、住民基本台帳事務における支援措置申出書（以下「本件支援措置申出書」という。）を提出した。本件支援措置申出書には、本件対象者が審査請求人からストーカー行為等の被害を受けている状況にある旨記載され、当該状況に相違ないものと認める旨の管轄警察署長の押印があり、さらに当初受付市町村長のみならず処分庁に対しても支援措置の実施を求める旨が記載

されていた。

これを受けて、当初受付市町村長は、同日、支援措置を実施する決定をするとともに、処分庁に対し、その旨の電話連絡をした。

- 4 処分庁は、令和3年4月27日、当初受付市町村長から本件支援措置申出書の写しの転送を受け、これをもって支援措置の必要性があるものと判断し、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待およびこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置（以下「本件支援措置」という。）を実施した。
- 5 審査請求人は、令和3年7月12日、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第12条の3第1項第1号にもとづき、処分庁に対し、本件対象者の住民票の写しの交付の申出（以下「本件申出」という。）をした。
- 6 処分庁は、法および住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日付け自治振第150号等通知。以下「事務処理要領」という。）にもとづき、本件申出について審査したところ、本件支援措置が実施されていたことから、令和3年7月21日、法第12条の3第1項本文の規定により、本件処分をした。
- 7 審査請求人は、令和3年7月28日、本件処分に不服があるとして、本件審査請求をし、同月30日、審査庁はこれを受理した。

#### 審理関係人の主張の要旨

##### 1 審査請求人の主張

以下の理由から、本件処分を取り消す、との裁決を求める。

- (1) ストーカー行為を行った事実がないにもかかわらず、審査請求人を加害者とし、本件対象者に対し、本件支援措置を実施し、住民票の写しの不交付決定が行われた。
- (2) 本件対象者を債務者とする債務名義を有しており、当該債務名義に表示された金銭債権を行使するために必要な債権調査を行う目的で、本件対象者の現住所を必要としていることから、審査請求人は法第12条の3第1項第1号に該当する者であり、本件申出は必要かつ相当なものである。
- (3) 当初受付市町村長から本件支援措置申出書の写しの転送を受けた際、

処分庁として十分な調査をせずに、安易に本件支援措置を実施した。

- (4) 本件処分により、本件対象者の住所を把握することができなかったため、差し押さえるべき財産の調査にさらなる時間と不要な費用を要することとなっており、執行が困難となっている。

## 2 処分庁の主張

以下の理由から、本件審査請求を棄却する、との裁決を求める。

- (1) 処分庁は、法および事務処理要領にもとづき、本件申出について審査したところ、本件対象者は審査請求人を加害者として本件支援措置を受けているものであったことから、本件処分をしたものである。
- (2) 処分庁は、当初受付市町村長から本件支援措置申出書の写しの転送を受け、事務処理要領第5の10オにもとづき、当該支援の必要性があるものと判断し、本件支援措置を実施した。
- (3) 「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する裁判所との連携について（通知）」（平成30年12月3日付け総行住第199号総務省自治行政局住民制度課長通知。以下「総務省通知」という。）によれば、市町村長は、支援措置が実施されている場合において、加害者とされる者から、裁判所に提出する必要があるとの理由により、支援対象者にかかる住民票の写し等の請求または申出があり、特別の必要があると認められるときは、裁判所からの調査囑託に対応するものとされている。実際に、処分庁は、審査請求人に対し、その旨の案内をしているのであって、審査請求人の権利行使の方法が全く閉ざされているわけではない。

## 理 由

### 1 支援措置について

- (1) 支援措置とは、配偶者からの暴力、ストーカー行為等の被害者を保護するため、その申出により、市町村長が加害者とされる者から被害者にかかる住民票の写し等の交付の請求または申出を受けた場合に、これを拒否するものである。
- (2) 支援措置を定める事務処理要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定にもとづく技術的助言に位置づ

けられるが、法は、市町村において、住民の居住関係の公証等の基礎とし、住民に関する記録の適正な管理を図るなどのために、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め（法第1条）、国が市町村に対し住民基本台帳に関する事務について必要な指導を行うものとし（法第31条第1項）、住民基本台帳等の運用に関して事務処理要領を定めている。このような法の趣旨に照らせば、市町村長は、事務処理要領の定めが明らかに法令の解釈を誤っているなど特段の事情がない限り、これにより事務処理を行うことを法律上求められているというべきである。

## 2 支援措置の必要性について

- (1) 事務処理要領においては、当初受付市町村長が支援の必要性を確認した場合であって、申出者が他の市町村に対して併せて支援措置を実施することを求める場合には、当該他の市町村長に対して支援措置申出書の写しを転送することとされており（事務処理要領第5の10エ）、転送を受けた他の市町村長における支援の必要性もあることとする取扱いとして差し支えないとされている（同オ）ほか、当初受付市町村長が支援措置を延長するときおよび支援措置の期間内に当該支援措置を終了するときには当該他の市町村長にも連絡することとされている（同キ、同クAおよびC）。
- (2) また、総務省通知によれば、前記「審理関係人の主張の要旨」2(3)のとおり、裁判所からの調査嘱託に対応する方法によることとされ、支援措置が実施されていることにより、加害者とされる債権者が被害者たる債務者の住所を知ることができない場合は、裁判所による調査嘱託を経て、民事執行法（昭和54年法律第4号）にもとづく強制執行の申立てをすることができる。
- (3) これらの事務処理要領の定めおよび総務省通知は、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第6条および第8条第3項に定める責務を具体化するものと解され、当該責務にもとづいて被害者の安全確保を最優先とする支援措置においては、①その実施に当たっては迅速な対応が求められるとともに、その延長および終了に当たっては慎重な対応が求められること、②裁判所に提出する必要があるとの理由により被害者にかかる住民票の写し等の交付の請

求または申出に特別の必要があると認められる場合には、裁判所からの調査嘱託に対応する方法によることとされていること、以上の2点を考慮すると、合理的なものであると認められる。

- (4) そこで、本件について見ると、本件対象者は当初受付市町村長に対し、審査請求人を加害者として事務処理要領第5の10にもとづく支援措置の申出を行い、併せて処分庁に対しても支援措置を実施することを求めたことから、支援の必要性を確認した当初受付市町村長から、事務処理要領第5の10エにより、処分庁に本件支援措置申出書の写しが転送されたことが認められる。

本件支援措置申出書の写しの転送を受けた処分庁は、当初受付市町村長が支援の必要性を認めており、その必要性を否定する特段の事情も認められないことから、処分庁においても同様に支援措置の申出に理由があると認めたため、事務処理要領第5の10オにもとづき、本件対象者について、本件支援措置を実施することを決定したものである。

そして、本件処分時においても当初受付市町村長から支援措置を終了する旨の連絡を受けておらず、支援措置を終了すべき事情が確認されていないことから本件処分を行ったものと認められ、事務処理要領に沿って行われた本件処分に違法または不当な点は認められない。

- (5) ところで、審査請求人は、審査請求人の加害者性を処分庁が十分に調査せずに安易に本件支援措置をしたと主張していることが認められる。しかし、本件支援措置申出書の写しの転送を受けた処分庁においては、支援措置の実施に当たっては迅速に対応することが求められることから、事務処理要領第5の10コ(イ)(A)により、原則として改めて支援の必要性を判断することまでは求められておらず、また、同ただし書に規定する、処分庁において改めて支援の必要性を判断すべき特段の事情も認められない。

- (6) したがって、本件支援措置は、当初受付市町村長が支援の必要性を認めたことをもって、処分庁においても支援の申出に理由があると認められたものであり、処分庁の判断に不合理な点は認められない。

### 3 本件処分について

処分庁は、本件支援措置にもとづき、本件申出が事務処理要領第5の

10コ(イ)に規定する「加害者から申出がなされた場合」に当たり、法第12条の3第1項各号に掲げる者に該当しないとして行った本件処分には、違法または不当な点がないと認められる。

4 上記以外の違法性または不当性についての検討

そのほか、本件処分の内容および手続に違法または不当な点は認められない。

5 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成26年律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年4月5日

審査庁 青梅市長 浜 中 啓 一

（教示）

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、青梅市を被告として（訴訟において青梅市を代表する者は青梅市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、青梅市を被告として（訴訟において青梅市を代表する者は青梅市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であ

っても裁決の取消しの訴えや処分取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。